

占領下公民館史研究序説 (11)

—— 制定時社会教育法における公民館の
住民自治・住民参加規定の形成と J.M.ネルソンの役割 ——

*An Introduction of the Study on the History of Citizens' Public Hall
Under the Occupation (11)*

—— *The Formation of the Regulation of the Self-Government and the Participation of the Local-Residents in
the Citizens' Public Hall in the Social Education Law Enacted Originally and the Role of J. M. Nelson* ——

大田 高輝 Takateru Ohta
(音楽学部教養部会)

はじめに

憲法・1947年教育基本法など戦後日本の教育改革が本格化する以前の1946(昭和二十一)年7月、戦後日本の新しい社会教育機関が構想された。それが公民館である。本研究「占領下公民館史研究序説」は、この新しい社会教育機関である「公民館」が、連合国軍による占領の下で、どのような協議を経て、構想化され、普及化され、法制化されていったのかという事実について、歴史的視点から極めて実証的な研究方法で、その全体像の跡づけを行う研究である。

本論文「制定時社会教育法における公民館の住民自治・住民参加規定の形成と J. M. ネルソンの役割」の研究課題は、公民館の住民自治・住民参加機構に限定して公民館構想の検討過程にまで遡りつつ社会教育法草案の検討過程に至るまでにおいて J. M. ネルソン(John M. Nelson)の関与がいかなる影響を与える結果、制定時社会教育法における公民館の住民参加規定の成立にネルソンがどのような役割を果たしているのかに関して逐次詳細に明らかにしていくことにある。

本研究の研究方法は、ネルソンの会議記録という第一級の第一次資料の検討を中心としながらも、文部省の社会教育法草案や制定時社会教育法の検討も交えて分析していくという、極めて歴史的かつ実証的な検証を行うという方法を採用する。

それでは、本論文の構成とその概要を以下に示しておくこととする。

まず、(1)では、公民館運営における住民参加機構全般とネルソンの影響を明らかにするために、公民館運営における「住民自治」機構とも呼びうる公民館委員会の成立事情にまで遡って、そこから文部省社会教育法草案の公民館運営委員会(案)を経て公民館運営審議会規定が制定時社会教育法に明確に位置づくまでの過程とそこにおけるネルソンの関与の影響を明確にしなが、制定時社会教育法の住民自治・住民参加規定の成立事情とネルソンの与える影響との関連を明らかにしていく。

そして、(2)では、公民館運営における住民自治・住民参加機構の骨組みとネルソンの

影響に迫っていくために、公民館委員会を前史とした公民館運営審議会の委員の選出と構成に関して、その変遷と共に制定時社会教育法に定着した原則とネルソンの関与の影響に関して明らかにしていく。

最後に、(3) では、公民館運営における住民自治・住民参加機構の役割とネルソンの影響に迫っていくために、ネルソン自身が発議した公民館委員会の役割を前史として押さえつつ、制定時社会教育法に規定される公民館運営審議会の役割へと変遷していく過程でネルソンがいかなる関与をしてその成立事情に関係していったのかについて明らかにしていく。

(1) ネルソンと公民館の住民自治・住民参加規定の確保

①ネルソンと住民自治に関する機構

社会教育法に謳われる公民館運営審議会は、その前史として公民館構想の公民館委員会としての位置づけがあったことを想起しなければならない。これまでの研究で明らかにしてきた⁽¹⁾ように、ネルソンは公民館構想の検討過程の1946(昭和二十一年)年5月16日の会議で、自らの発議として「むしろ、構想が市町村長に提出され、選挙された町村議会の助言にもとづいて、公民館委員会を選挙するために、地域選挙が持たれるべきであるように思われよう。その委員会は館長を任命し、それがふさわしいと思われるほどの大きな諮問委員会になるべきである⁽²⁾」と提案し、公民館構想の中には「町村議会の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出する」公民館委員会主体の公民館運営⁽³⁾という当初原理が位置づき、この公民館委員会は上記の提案では諮問委員会のように表現されているが、実際は運営責任主体として公民館長の選出から事業計画の作成に至るまでの全権的な最高議決機関に位置づけられていくのである。

こうして完成した公民館構想の普及の段階でも、ネルソンは一貫して先の当初原理を強調して定着させようとし続けて⁽⁴⁾、公民館委員会の役割に住民自治に根ざした地方分権化と民主主義化を一貫して期待している⁽⁵⁾。そのことはこれまでの研究で見えてきたとおりであるが、地域の実情によって選出方法などは公職選挙法によらないものが見られたとはいえ、社会教育法制定までは公民館委員会が住民自治に根ざした公民館の運営責任主体として最高議決機関に位置づけられることが原則的には期待され続けることになる。

②ネルソンと社会教育法案検討過程における住民参加規定案

この公民館委員会の実態を受けながら、1948年12月15日に文部省によって更正されたとされる、先行研究で言われるところの社会教育法草案第五案⁽⁶⁾では、第二十八条で「公民館運営委員会」の名称で案出され、「第二十八条 公民館に公民館運営委員会を置く。／公民館運営委員会は、公民館における各種の事業の企画実施に関し公民館長の諮問に応じ、これに協力する」と案出されている⁽⁷⁾。名称は「公民館運営委員会」ではある

が、この段階ですでに運営主体ではなく諮問機関的性格が示されているところが注目される。教育委員会法制定の下で教育委員会管轄下の社会教育機関として公民館を整備しようとする時、運営責任者としてはやはり公民館長を据えることを発想するのが自然な流れであり、その公民館長との相対的な関係から公民館運営委員会を諮問機関としようとしたものと考えられる。この社会教育法草案第五案の公民館運営委員会規定案を受けて、ネルソン及びCI & E教育課と文部省社会教育局との具体的な協議が進められていったと思われる⁽⁸⁾。ネルソンも教育委員会と公民館の関連の協議を通じて、従来ネルソン自身が発議し当初原理として強調していた「町村議会の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出する」公民館委員会主体の公民館運営⁽⁹⁾のうち、「選挙によって選出」という地方分権化及び民主主義化の原理は市町村教育委員会選挙に譲り、「公民館運営」の主体を指導者養成講習などで養成された公民館長に譲った結果として、住民参加機関として諮問機関化した公民館運営委員会（公民館運営審議会）へと公民館委員会の理念を継承させるよう指示しているのである⁽¹⁰⁾。

③ネルソンと公民館の住民参加規定の確保

ところが、この公民館運営審議会の規定が確保されない、すなわち削除される危機が存在した。それは、1949年3月に地方財政委員会が修正提案として提出した「覚書⁽¹¹⁾」によるものであった。ネルソンの証言によれば、地方財政委員会は草案の第二十九条、第三十条、第三十二条の削除、すなわち市町村立の公民館運営審議会の規定の削除を要求した⁽¹²⁾。その理由として「公民館の所管事務が教育委員会の指揮の下で地方公共団体によって自律的に運営されるという事実にてらせば、地方公共団体に新しい職員あるいは委員の設置を義務づけることは不適切である⁽¹³⁾」ということが挙げられたとネルソンは証言しているが、それに対して「第二七、二八、二九、三〇、三二条を削除するという地方財政委員会のこの提案は、公民館長もしくは多様な地域代表から成る諮問委員会の諸規定がなくなるので、公民館の有効性を最小限にする結果をもたらしただろう。しかしながら、地方財政委員会は、公民館運営審議会が無報酬であるべきだという筆者の見解を支持した。草案は、この点で後に変更された⁽¹⁴⁾」という経緯でネルソン自らが公民館運営審議会の規定を確保するよう行動したことが証言されている。このネルソンの再提案（公民館運営審議会に対して無報酬にすることによって、もっぱら財政面のみを問題とする地方財政委員会の矛先をかわしたもの）によって、公民館運営審議会の規定はからくも確保されたのである。但し、地方財政委員会の修正提案では草案の第三十一条すなわち法人立の公民館における公民館運営審議会の規定の削除だけ求めておらず⁽¹⁵⁾、その理由は法人立の公民館運営審議会委員に対する報酬は法人が負担するのであって地方財政の圧迫につながらないからであると考えられるが、この点から見ても地方財政委員会のこの修正提案は財政負担の削減のみを狙ったもので公民館運営の条理に根差さない非常に一面的すぎるもので

あったことを指摘しておかなければならないし、そうした理由のみで住民自治・住民参加規定である公民館運営審議会の規定が削除されれば、公民館長の場合と異なって、市町村の「自律的な⁽¹⁶⁾」判断で住民参加機構が整備されることはおそろくなかった可能性が高いことも非常に重要なこととして指摘しておかなければならない。

(2) ネルソンと公民館運営審議会委員の選出及び構成に関する規定

①ネルソンと前史としての公民館委員会委員の選出及び構成

制定時社会教育法に規定される公民館運営審議会の選出及び構成に関する規定について検討する際にも、やはり前史として公民館構想における公民館委員会委員の選出及び構成から検討し始めなければならない。前記のように公民館構想の検討過程の1946(昭和二十一年)5月16日の会議でネルソンが自ら発議した「公民館委員会」という構想は、その後の検討過程で練り上げられて「公民館事業の運営は公民館委員会が主体となって之を行ふこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること⁽¹⁷⁾」というように完成した公民館構想では公職選挙法に準じた選挙によって支えられ、それゆえにネルソンが公民館に期待した住民自治に根ざした地方分権化と民主主義化が確立されるというものであった。こうして公民館委員会の選出は町村会議員の選挙の方法に準じた選挙によること、公民館委員会の構成は選出方法が選挙であるため固定された構成はないことが公民館構想における特徴である。

公民館構想の普及化の段階では、ネルソンは一貫してこの公民館委員会の選挙による選出を指導している⁽¹⁸⁾。この指導姿勢は強弱の違いはあるものの社会教育法の制定まで基本的には続いている。その基本姿勢に変化を与える可能性があったのが、選挙によって選出される教育委員会の創設である。ネルソンの着任前後から検討され続けている地方分権化⁽¹⁹⁾が、民主主義化と共に結実しているのが、公選制の教育委員会制度である。直接的にはこの教育委員会制度の発足を契機に、理念的には地方分権化と民主主義化の役割を公民館委員会制度から教育委員会制度に譲るのである。

②ネルソンと社会教育法案検討過程における公民館運営審議会委員の選出及び構成

この教育委員会制度の創設を受けて、先行研究で言うところのいわゆる社会教育法草案第五案では、その第二十九条で、「市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営委員会の委員は、左の各号の者につき市町村教育委員会がこれを委嘱する。／一、市町村の長、又はその補助機関たる職員／二、市町村議会の議員を代表する者／三、市町村内に設置された学校の長／四、社会教育委員を代表する者／五、市町村内に事務所を有する労働組合、農業協同組合、消費生活協同組合、商工協同組合等の役員をそれぞれ代表する者／六、民生委員を代表する者／七、市町村内に事務所を有する社会教育関係団体の役員をそれぞれ代表する者／八、公民館の運営に特別の関心を有する者／前項第二号及び第四号から第七

号までに掲げる代表者の委嘱についてはそれぞれの団体又は機関において互選その他の方法により適任者を推薦させるものとする。／第一項の公民館運営委員の定数、任期、会議その他必要な事項は第二十五条の規定による条例で定める⁽²⁰⁾とされており、これは文部省原案として文部省の意図がよく反映している。すなわち、委員の任命は公選制の教育委員会に委ねるが社会教育機関の住民自治・住民参加委員会として社会教育の独自性を担保するために委員の構成が示されており、またその委員の推薦においては公民館委員会委員の選挙という方法を継承して「互選」と明示されているのである。こうした草案をたたき台として、ネルソン及びCI & E教育課と文部省社会教育局との協議が進められていくものと思われる⁽²¹⁾。しかし、この公民館運営審議会（公民館運営委員会）の選出及び構成につながるその協議に関しては、ネルソンの会議記録を見る限りにおいては、詳細は明らかとなっていない。

この公民館運営審議会の選出に関しては、1949（昭和二十四）年5月19日に提出された参議院文部委員会の若木委員修正案として、先の「互選」をさらに明確にするために「選挙」と書き改められている⁽²²⁾。

③ネルソンと公民館運営審議会委員の選出及び構成の規定

こうした経緯を経て、制定時の社会教育法では、「第二十九条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、市町村教育委員会が委嘱する。／一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長／二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業に関する団体又は機関で、第二十条の目的達成に協力するものを代表する者／三 学識経験者／2 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それぞれの団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。／3 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することができる。／4 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。／5 前項の条例については、第十八条第二項の規定を準用する⁽²³⁾」と定められているのは周知の通りである。いわゆる二号委員の推薦の際の「選挙」という方法が、その後公民館実践の中でも捉えなおされ生かされていくが、その大元はネルソン自らが発議した公民館委員会委員の「選挙」という選出方法に由来することはこれまでも押さえてきているし、それを受けて文部省草案でも「互選」という形で継承され、さらに国会審議で「選挙」と明確化されているこの規定は、まさに住民自治機構に端を発した住民参加制度として民主主義を実現するためのものであることが確認できる。また、先に見た文部省の草案第五案の構成から制定時社会教育法の規定へと整理されていった背景には、ネルソンと文部省社会教育局の協議があったものと思われ、二号委員として社会教育の独自性を示すと共に、草案では列挙されていた市町村長や市町村議会の議員が列挙されず、第3項に特記

されているのは、ネルソンと文部省社会教育局の妥協の産物であるとこれまでの経緯からも見ることができる。そして、なによりも重要なことは、公民館運営審議会の選出についてであり、それは教育委員会の委嘱に委ねられることになるが、そのことは公民館活動及び社会教育活動の地方分権化と民主主義化の期待を選挙によって選出された公民館委員会から、公職選挙法に準ずる選挙によって選出される市町村教育委員会に移行していることは重ねて確認しておかなければならない。制定時社会教育法において公民館運営審議会が公選ではなくなったのは、屋上屋を重ねることなく大前提としての公選制の市町村教育委員会に委嘱される制度に移行したからであり、この大前提が崩れると立法意思として住民自治規定の復活を求めることになる自然に読み解くことができるのである。

(3) ネルソンと公民館運営審議会の役割に関する規定

①ネルソンと前史としての公民館委員会の役割

公民館運営審議会の役割を考える上でも、これまでの研究で明らかにしてきた⁽²⁴⁾ ように、その前史として公民館構想における公民館委員会の役割を押さえておかなければならない。先にも見た 1946 (昭和二十一) 年 5 月 16 日の会議で、ネルソンは公民館委員会に関して自ら発議し、「公民館委員会は館長を任命」することを提案している⁽²⁵⁾。完成した公民館構想における公民館委員会の役割は、こうした公民館長の選出・任命権にとどまらず、「公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体との間の連絡調整にあたるものであること⁽²⁶⁾」とされ、公民館運営に関する最高議決機関として位置づけられている。そうした役割が公民館委員会に与えられるのも、その選出が「町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること⁽²⁷⁾」、すなわち公民館委員会には全町村民の意思が反映しているからである。また、この制度は公民館運営への住民参加にとどまらず住民自治の仕組みであると断言して間違いない。

こうした公民館構想の普及化の際にも、ネルソンは当初原理として一貫して「町村会議員の選挙に準じて全町村民の選挙によって選出する」公民館委員会主体の公民館運営という原則を徹底して普及させようとしており⁽²⁸⁾、公民館委員会の役割は最高議決機関であり、こうした市町村民の直接「選挙によって選出された」公民館委員会が運営の全権を握ることによって、公民館活動ひいては社会教育活動の住民自治に根ざした地方分権化と民主主義化を実現させようとしているのである。具体的には、これまでの研究で見えてきた通り、一般的には 1946 年 7 月 12 日の段階で公民館構想の謄写版複写を MG 担当官に提供することを勧告しており⁽²⁹⁾、同年 7 月 31 日には実際に公民館構想の複写が MG 担当官に受け取られている⁽³⁰⁾。そして、同年 11 月には CI & E 教育課長代理へのメモの中で、MG の CI & E 担当官が遂行すべき任務として、「公民館が設置される時、それらを視察して、

公民館の設置運営に関する民主的手続きが文部次官通牒発社第二百二十二号（主題：公民館：その創設と運営の概要、1946年7月1日付）に概説されたようになされているか確かめること⁽³¹⁾とネルソンは報告しており、この「民主的手続き」の中核は「選挙によって選出された公民館委員会による公民館運営」であることは言うを俟たない。さらに具体的には、同年8月28日に行われた農業関連団体との会議では「公民館が地方の自治体によって設立され、地方で選挙された委員会によって運営され、地方の財政によって維持される⁽³²⁾」という点を強調してネルソン自身が述べており、公民館運営に関しては「地方で選挙された委員会」が行うことを明言して公民館委員会の役割を明らかにしている。その後のネルソンの指導について見てみれば、これまでの研究でも見てきた通り、1947年10月30日に行われた優良公民館表彰に関する会議でも、「成人教育担当官は、どのような基準が表彰される公民館の選定において設定されたのか質問した。どんな満足な回答もなされなかった。さらなる質問で、表彰されるほんの少しの公民館だけが地方で選挙された公民館委員会によって運営されていることが分かった⁽³³⁾」と不満を表明する報告をしており、この時点でも先の当初原理の貫徹を強く希望しており、公民館委員会の役割を公民館運営全体にあるとネルソンは考えている。そのことを良く示しているのが、これまでの研究でも見てきた通り、1947年度の国庫補助に関するネルソンの姿勢であり、1947年11月21日に行われた会議の報告で、ネルソンは「民衆の要望の結果として既に存在しており、民主的に選挙された人々の委員会によって運営されている公民館⁽³⁴⁾」という補助金交付の条件を強調して報告していることである。しかしこのネルソンの姿勢に多少の揺れが見られるのが、これまでの研究でも見てきた通り、1948年度の優良公民館表彰に関してである。ネルソンは、1948年8月24日にもこの優良公民館表彰に関して会議を行っているが、その会議の報告で「(c) その公民館委員会の組織は民主的で活発でなければならない。公民館のすべての事務は、その委員の大多数の投票によって決定されなければならない⁽³⁵⁾」と記しており、一貫してネルソンが指導している「選挙によって選出された公民館委員会による公民館運営」を優良公民館の推薦の条件に挙げておらず、むしろ「(a) その公民館は、その地域のすべての人々によって、その利益のために運営される、地域機関にならなければならない。それは、その地域から財政的援助を受け取らなければならない⁽³⁶⁾」という条件が筆頭に挙げられているのをネルソンは承認している。おそらく、ネルソンは、1947年度の優良公民館表彰の際にも先にも見た通り「表彰されるほんの少しの公民館だけが地方で選挙された公民館委員によって運営されていることが分かった⁽³⁷⁾」という現状把握をしており、公民館活動発展の全体的見地から優良公民館表彰という事業をとらえて自らの持論である先の当初原理に固執せず妥協することを通してその推進を図ったものと思われる。その際にもネルソンは公民館委員会の役割をすべての公民館事業をその多数の意思で決定していく最高議決機関として押さえていることも、ここでは指摘しておかなければならない。先にネルソンの揺れと表現したのは、「町村会議員の選挙の方法に準じて全町

村民の選挙によって選出する」公民館委員会主体の公民館運営という当初原理を崩したということではなく、状況に応じて柔軟に妥協する姿勢を有していたということであり、それはネルソンの相対主義的教育哲学にも由来するものなのである。そして、教育委員会制度発足後の 1949 年 1 月 4 日に行われた 1948 年度公民館国庫補助金支出に関する会議においては、ネルソンは補助金が与えられる公民館の必要条件として、「公民館は民主的な方法で設置され、民主的に選挙された公民館運営委員会によって運営されなければならない⁽³⁸⁾」と明記しており、社会教育法草案の検討が佳境に入っている時点においてもネルソンは実践的には先の当初原理を継承した指導をしており、公民館委員会の役割を公民館運営そのものだとしているのである。同時並行で教育委員会法の制定、教育委員会制度の創設を受けて社会教育法草案の協議をしているネルソンは、公民館運営は公民館長に委ねて従来の公民館委員会を公民館運営審議会として諮問機関化する方向で検討を進めているが、実践的には社会教育法が制定されるまでは先の当初原理を推進し、公民館委員会の役割を公民館運営そのものにあるとしていることが確認できる。その際のネルソンの意図は、教育委員会法の制定を受けた社会教育法の整備によって公民館運営に関わる仕組みを整備していくが、実際に社会教育法が制定されるまでは実践的に先の当初原理を指導し続けることによって、地域における公民館活動ひいては社会教育活動における地方分権化及び民主主義化を少しでも多く地域に定着させようとしているものと言えよう。なお、ネルソンはこの間の様子を「社会教育法〔法律第二〇七号、一九四九年〕が制定される前には、多くの公民館は、地方で選挙された“公民館委員会”によって運営されていた⁽³⁹⁾〔カッコ内、原文〕」と明確に証言していることも、あらためて指摘しておこう。

②ネルソンと社会教育法案検討過程における公民館運営委員会・公民館運営審議会の役割

そして先行研究でいわれているところのいわゆる社会教育法草案第五案では、第二十八条で「公民館に公民館運営委員会を置く。公民館委員会は、公民館における各種の事業の企画実施に関し公民館長の諮問に応じ、これに協力する」とされており、名称は「公民館運営委員会」とされているものの、すでに諮問委員会としての役割が明示されている⁽⁴⁰⁾。翻って考えてみるとネルソンが公民館委員会を自らの発議で提案した際も諮問委員会として提案しているが、このことはこの文部省社会教育局提案のいわゆる第五案に直接影響しているとは考えられず、むしろ教育委員会制度発足を受けて公民館の位置づけを検討する際に市町村立の社会教育機関として明確に位置づけるためには正規職員として公民館長に運営権限を譲り、それまでの公民館委員会を公民館長の諮問機関として住民参加規定を残すことが、最も整合性のある公民館運営体制であると見なされたのである。このいわゆる社会教育法草案第五案は、ネルソンと共に培ってきた社会教育実践の集約としての内容を有しており、おそらくこの草案が「文部省によって起草された当初の草案⁽⁴¹⁾」としてネルソン及び CI & E 教育課との協議の基礎となったものと思われ、そこに公民館委員会の

理念を引き継いだ住民参加制度として「公民館運営委員会」が位置づけられていることの意義は大きい。

こうした経緯を経て、制定時の社会教育法では、「第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く。／2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする⁽⁴²⁾」とされた。教育委員会の管轄下に公民館を置いて、十全たる社会教育機関として公民館の運営方法をネルソン及びCI & E教育課と文部省社会教育局が協議した末に、公民館の管理・運営権限を公民館長に譲り、公民館運営審議会は住民参加の機関として公民館長の管理・運営方針に対して住民及び住民団体の意向をしっかりと反映させることができる組織としているのである。結論的には、ネルソンと社会教育局が合意した公民館運営審議会の役割は、公民館運営においては地域社会教育活動に対する住民や住民団体の意向を取りまとめて、公民館長を通してその意向をしっかりと反映させることに置かれているのである。元々の公民館委員会の持つ住民自治機能を継承した公民館運営審議会の役割としての住民参加機能は、公民館の持つ地域での性格に鑑みても、公民館運営に不可欠な要素として十二分に尊重されることが、その立法意思なのである。

③ネルソンと公民館運営審議会の役割の立法意思

さらに、ネルソンは、自らの博士論文における証言で、「市町村教育委員会の管轄下にある地域の教育機関としての公民館は、民間団体に対するいかなる支配権も持たない。公民館運営審議会を通して、民間団体は、公民館長に自分たちの要求を伝えることができる。法律は、民間団体によってすでに行われている活動を重複して公民館が行うことを企図していない⁽⁴³⁾」と述べている。ここでは先に確認した公民館運営審議会の公民館運営への住民参加機能にさらに立ち入って、地域における公民館を中心とした社会教育活動の構造化が図られている。すなわち、まず地域の民間団体に関しては文部省社会教育局の意向に反してネルソンは補助金を通じた行政による支配・統制を一貫して排除し、地域の民間団体が行政の営造物を事務所として使用することに至るまで一貫して禁止し、教育行政や教育機関と地域の民間団体の従来関係をノー・サポート、ノー・コントロールの原則に従って完全に切り離れた。だからこそ市町村教育委員会の管轄下にある教育機関としての公民館は、民間団体に対するいかなる支配権も持たないと言明しているのである。しかし、ネルソンの構想はもちろんそこにとどまらない。ネルソンの発想の下では、地域の民間団体は自らの団体が希望する事業を補助金などを得る形で展開することはできないが、それが公共性を十分に持ちうる事業の場合は正当な公民館活動として実施を要求できるのであり、そこで最も重要となってくるのが要求経路としての公民館運営審議会の役割なのである。もちろん公民館運営審議会を通して提出された事業要求は、公民館長が公民館の有する公共性の観点から判断しながら、基本的には公民館運営に取り入れる義務を有するとま

で、その立法意思を読み解いてよいのである。さらに、ネルソンは地域の民間団体が自らの団体の運営にとって必要な独自の事業展開を独力で言う場合には、公民館がそれに重複して同じ事業を展開しないよう戒めていることも立法意思として興味深く、地域の民間団体と公民館の協同と独自の役割の双方を担保する構造化のための立法意思として十二分に押さえておく必要があるのである。

おわりに

「占領下公民館史研究序説」として「制定時社会教育法における公民館の住民自治・住民参加規定の形成と J. M. ネルソンの関与」を詳細に検討してきた訳であるが、なお残した課題は多い。その主要なものをまとめて今後の課題とし、結びとしておきたい。

第 1 に、この「制定時社会教育法における公民館の住民自治・住民参加規定の形成と J. M. ネルソンの関与」までの研究を通して、公民館の構想化、公民館の普及化、公民館の法制化について詳細に明らかにしてきたので、翻って総合的な「占領下公民館史研究の課題と方法」について先行研究の分析を中心とした研究が必要となる。

第 2 に、この論文までで、公民館の構想化、公民館の普及化、公民館の法制化を見てきた訳であるが、公民館の構想化についてのみ英文公民館構想の変遷の分析という課題を残してきているので、英文公民館構想の変遷過程の分析を通してさらに明らかになる占領下でのネルソンの関与の意義を確定するような研究が必要となる。

第 3 に、この論文までで中央レベルの公民館の構想化、公民館の普及化、公民館の法制化について詳細に明らかにしてきたが、とりわけ公民館の普及化においては地域での実態にさらに迫っていく必要がある。そこで、地方軍政部の活動の分析を通して占領下の公民館の普及化における地域実態を捉えるような研究が必要となる。

課題は依然として山積している。他日を期したい。

【註】

- (1) 大田高輝「占領下公民館史研究序説 (2) ——公民館構想の完成過程と J.M. ネルソンの役割 (後編) ——」(『名古屋芸術大学研究紀要』第 26 号、2005 年 3 月) など。
- (2) J.M.Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box 5745, Sheet No. CIE (B) — 06430.
- (3) 『近代日本教育制度史料』第二十七巻、講談社、1958 年 3 月、204 頁。
- (4) J.M.Nelson, Report of Conference, 28 August 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06425.
- (5) J.M. ネルソン著、新海英行監訳『占領期日本の社会教育改革』大空社、1990 年 3 月、170 ～ 171 頁。
J.M.Nelson, 'The Adult Education Program in Occupied Japan, 1946-1950', pp.220 ～ 222.
- (6) 横山宏・小林文人編著『社会教育法成立過程資料集成』昭和出版、1981 年 2 月、77 ～ 91 頁。
- (7) 同上書、83 ～ 84 頁。

- (8) 前掲(5)書、160～163頁。Nelson, *op. cit.* pp. 206～211.
- (9) 註(3)参照。
- (10) 前掲(5)書、160頁。Nelson, *op. cit.* p. 206.
- (11) 同上書、160～163頁。Nelson, *Ibid.* pp. 206～211.
- (12) 同上書、161頁。Nelson, *Ibid.* p. 208.
- (13) 同上書、161頁。Nelson, *Ibid.* p. 208.
- (14) 同上書、161～162頁。Nelson, *Ibid.* p. 208.
- (15) 同上書、161頁。Nelson, *Ibid.* p. 208.
- (16) 同上書、161頁。Nelson, *Ibid.* p. 208.
- (17) 前掲(3)書、204頁。
- (18) J.M.Nelson, Report of Conference, 28 August 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06425.
- (19) EDUCATION DIVISION Weekly Report, 26 April 1946, *Trainor Papers*, Box No. 60. Roll No. .50.
- (20) 前掲(6)書、84頁。
- (21) 前掲(5)書、161頁。Nelson, *op. cit.* p. 208.
- (22) 前掲(6)書、94頁。
- (23) 前掲(3)書、70頁。
- (24) 大田高輝「占領下公民館史研究序説(1)——公民館構想の完成過程とJ.M.ネルソンの役割(前編)——」
名古屋大学社会教育研究室『社会教育研究年報』第19号、2005年3月、参照。
- (25) J.M.Nelson, MEMORANDUM TO : Major Orr, 21 May 1946, *CI&E Records*, Box No 5745, Sheet No. CIE (B) — 06430.
- (26) 前掲(3)書、204頁。
- (27) 同上書、204頁。
- (28) J.M.Nelson, Report of Conference, 28 August 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06425.
- (29) J.M.Nelson, MEMORANDUM TO : Lt. Col. Orr, 12 July 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06428.
- (30) 前掲(5)書、174頁。Nelson, *op. cit.* pp. 227～228.
- (31) J.M.Nelson, MEMORANDUM TO : Acting Chief, Education Division, CIE, 19 November 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06420.
- (32) J.M.Nelson, Report of Conference, 28 August 1946, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06425.
- (33) J.M.Nelson, Report of Conference, 30 October 1947, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06407.
- (34) J.M.Nelson, Report of Conference, 21 November 1947, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06406.
- (35) J.M.Nelson, Report of Conference, 24 August 1948, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06401.
- (36) *Ibid.*
- (37) J.M.Nelson, Report of Conference, 30 October 1947, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B) — 06407.

- (38) J.M.Nelson, Report of Conference, 4 January 1949, *CI&E Records*, Box No. 5745, Sheet No. CIE (B)
— 06398.
- (39) 前掲 (5) 書、171 頁。Nelson, *op. cit.* p. 222.
- (40) 前掲 (6) 書、83 ~ 84 頁。
- (41) 前掲 (5) 書、157 頁。Nelson, *op. cit.* p. 202.
- (42) 前掲 (3) 書、70 頁。
- (43) 前掲 (5) 書、178 頁。Nelson, *op. cit.* p. 234.